

長泉町農業委員会の委員募集要領

(趣旨)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、長泉町農業委員会の委員の候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をするにあたり、必要な事項を定める。

(募集等する人数)

第2条 推薦を求める人数又は募集をする人数は、合計で10名以内とする。

(候補者の資格等)

第3条 農業委員の候補者等は、農業に関する知識及び関心を持ち、第4条各号に掲げる所掌事務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(所掌事務)

第4条 農業委員の所掌事務は、法第6条に掲げる業務等で、主なものは次のとおりとする。

- (1) 平日昼間に開催される農業委員会総会等の会議（月に1から2回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行うこと。
- (2) 農地法等に基づく申請の調査を行うこと。
- (3) 農地法に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告を行うこと。
- (4) 農地の利用の最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）に関すること。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間とする。

(募集等の期間)

第6条 推薦及び募集の期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）の午前8時30分から午後5時15分までの土曜日、日曜日及び祝日は除いた日とする。

(推薦等の方法)

第7条 推薦をし、又は募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を町長に提出するものとする。

- (1) 推薦する者（個人に限る。）3名以上の氏名、住所、職業、年齢及び性別（推薦の場合のみ）
- (2) 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項（推薦の場合のみ）

- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 農地利用最適化推進委員の候補者にも同時に応募しているか否かの別
(公表)

第8条 町長は、推薦・募集期間の中間及び期間終了後に遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等とする。

3 前項のほか、推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

(選考)

第9条 町長は、推薦又は募集に応募した者の数の合計が、長泉町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条に規定する農業委員会の委員定数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考を行うこととする。

(推薦書提出等)

第10条 推薦及び募集の書類の提出先等は、次のとおりとする。

- (1) 提出先 長泉町産業振興課（長泉町役場北館2階）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送等
- (4) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時15分必着